

菊池川流域日本遺産案内看板等設置事業業務委託基本仕様書

1 委託業務名

菊池川流域日本遺産案内看板等設置事業業務委託

2 目的

菊池川流域のストーリー（タイトル：米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稻』物語」～）が日本遺産に認定されたことを踏まえ、日本遺産のストーリーにかかる構成文化財を紹介する看板を整備することで、菊池川流域の周遊及び来訪者の利便性の向上と日本遺産への理解を促進することを目的とする。

3 業務内容

（１）内容

- ①説明看板に掲載する文字及びロゴマーク等の印字
- ②各所への看板・プレート設置

（２）基本的仕様

- ・看板は屋外設置とする。
- ・サイズは２種類とし、以下のとおりとすること。
 - ①設置型：板面面積 縦 1500mm×横 500mm 程度
 - ②プレート取付型：板面面積 縦 200mm×横 300mm 程度
- ・素材は①②共にステンレス HL とする。
- ・文字と日本遺産ロゴマーク（赤・黒２色）及び菊池川流域日本遺産ロゴマーク（黒一色）を印字すること。文字・マークは全てエッチング仕上げで文字数は６００文字程度とする（協議により変更の可能性有り）。
- ・視認性と耐久性に優れた素材、施行方法とすること。
- ・板面デザインの著作権は協議会に帰属するものとし、電子データで提供すること。データ形式については、発注者と協議の上、決定する。（イラストレーター（.ai）、PDF（.pdf）、画像（.jpeg）等）

◆参考：日本遺産ロゴマーク・赤黒２色

◆参考：菊池川流域日本遺産ロゴマーク



(3) 掲載内容

- ・ 日本遺産を構成する文化財の概要（200 字程度）とその英語版を標記すること。（日本遺産の構成文化財説明と英語版の原稿は協議会より提示。）
- ・ 別途協議会から提供する日本遺産ロゴマーク等を掲載すること。

(4) 設置数及び設置場所

- ・ 数量 : ①設置型：7 基、②プレート取付型：17 基
- ・ 設置場所：別紙「設置箇所一覧」のとおり

※設置箇所の許可申請等は協議会で行うものとする。

4 委託期間

契約締結の日から平成31年3月22日（金）まで

5 著作権等

- ・ 本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（協議会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ・ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・ 委託業務により作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他一切の権利は、協議会に帰属する。
- ・ 協議会及び構成団体による成果品の複製及び二次利用については、無償とする。

6 留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、協議会と十分協議のうえ実施すること。
- ・ 日本遺産については、菊池川流域日本遺産ホームページを参考にすること。
- ・ 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・ 業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用は受託者の負担とする。ただし、協議会において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、協議会の指示に従うこと。
- ・ 設置に係る業務については、組み立て及び搬入費用も含むこと。
- ・ 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・ 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- ・ 事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・ 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、協議会と協議すること。